

平成27年6月24日

宛先別記

経済産業省商務流通保安グループ流通政策課長 野村 栄悟

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等に基づき、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が平成26年4月1日に8%に引き上げられました。

また、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成25年10月1日から施行されています。

今般、平成27年6月12日付けをもって、公正取引委員会が、株式会社西松屋チェーンに対して、消費税転嫁対策特別措置法に規定する違反行為があったことにより、同法に基づく勧告（別紙1）を行いました。

これを踏まえまして、貴団体におかれては、別紙2の遵守事項等について十分理解するとともに、改めて傘下の事業者に対し、今回の事案で対象となった賃貸借契約を含む全ての取引において消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、責任をもって消費税転嫁対策を行うための社内体制を構築する等、適切な措置を講じるべきことを周知徹底いただくよう要請します。

以上

【宛 先】

日本百貨店協会

日本チェーンストア協会

一般社団法人日本ショッピングセンター協会

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会

日本スーパーマーケット協会

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会

一般社団法人日本専門店協会

日本小売業協会

日本チェーンドラッグストア協会

株式会社西松屋チェーンに対する勧告について

平成27年6月12日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社西松屋チェーン（以下「西松屋チェーン」という。）に対し調査を行ってきたところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反する行為が認められたので、本日、消費税転嫁対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

本件は、平成27年4月28日に、中小企業庁長官から消費税転嫁対策特別措置法第5条の規定に基づく措置請求を受けた事案である。

1 違反行為者の概要

名 称	株式会社西松屋チェーン
所 在 地	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
代 表 者	代表取締役 大村 禎史
事業の概要	乳幼児等の衣料品等の小売業
資 本 金	25億2300万円

2 違反事実の概要

- (1)ア 西松屋チェーンは、乳幼児等の衣料品等の小売業を営む事業者であって、前事業年度における売上高が100億円以上の大規模小売事業者である。
イ 西松屋チェーンは、他の事業者と賃貸借契約を締結し、当該事業者から継続して商業施設を店舗等として賃借している。
- (2) 西松屋チェーンは、前記(1)イの事業者のうち、賃料を消費税を含む額で定めているほとんど全てのもの（以下「本件賃貸人」という。）に対し、平成26年4月分以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分の賃料と同額の賃料を同年12月分まで支払った。
- (3) 西松屋チェーンは、中小企業庁が本件について調査開始の連絡をした後、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せせずに支払った平成26年4月分以後の賃料について、同年12月26日までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを本件賃貸人との間で合意し、同年4月分に遡って当該引上げ分相当額を本件賃貸人に対して支払った。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室 電話 03-3581-3378（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

3 勧告の概要

- (1) 西松屋チェーンは、今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底するとともに、消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。
- (2) 西松屋チェーンは、前記(1)に基づいて採った措置について、特定供給事業者に通知すること。
- (3) 西松屋チェーンは、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

株式会社西松屋チェーン（特定事業者）
（乳幼児等の衣料品等の小売業を営む事業者）

- 1 西松屋チェーンは、他の事業者と賃貸借契約を締結し、継続して商業施設を店舗等として賃借している。
- 2 西松屋チェーンは、店舗等の賃料を消費税を含む額で定めているほとんど全ての賃貸人（以下「本件賃貸人」という。）に対し、平成26年4月分以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分の賃料と同額の賃料を同年12月分まで支払った。
- 3 西松屋チェーンは、中小企業庁が調査開始の連絡をした後、平成26年12月26日までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることが本件賃貸人との間で合意し、同年4月分に遡って当該引上げ相当額を本件賃貸人に支払った。

本件賃貸人
（特定供給事業者 約60名）

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うことなど

2 消費税転嫁対策特別措置法の概要（消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置）

○ 特定事業者及び特定供給事業者の定義（第2条第1項・第2項）

	特定事業者（転嫁拒否等をする側）（買手）	特定供給事業者（転嫁拒否等をされる側）（売手）
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
②	右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等

○ 特定事業者の遵守事項（第3条）

① 減額、買いたたき（第3条第1号）
・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること。
・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること。
② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）
・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること。
・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
③ 本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）
商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格（消費税を含まない価格）を用いる旨の申出を拒むこと。
④ 報復行為（第3条第4号）
特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

○ 違反行為者に対する措置（第4条・第5条・第6条）

① 指導・助言（第4条）

特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。

② 公正取引委員会に対する措置請求（第5条）

主務大臣又は中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置（勧告・公表）をとることを求めることができる。ただし、①違反行為が多数に対して行われている場合、②違反行為による不利益の程度が大きい場合、③違反行為を繰り返し行う蓋然性が高い場合、その他④消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実がある場合には措置請求を行うものとする。

③ 勧告・公表（第6条）

違反行為があると認めるときは、特定事業者に対して、速やかに消費税の適正な転嫁に応じる
ことその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表する。

消費税転嫁対策特別措置法における遵守事項

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。

1. 特定事業者と特定供給事業者

	特定事業者 (転嫁拒否をする側) (買手)	特定供給事業者 (転嫁拒否をされる側) (売手)
①	大規模小売事業者 (注)	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
②	法人である事業者であって、右欄に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの (大規模小売事業者を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人である事業者 ・ 人格のない社団等 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。) である事業者 ・ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下である事業者

(注) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者 (特定連鎖化事業 (中小小売商業振興法 (昭和 48 年法律第 101 号) 第 11 条第 1 項に規定する特例連鎖化事業をいう。) を行う者を含む。) であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定める次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 前事業年度における売上高 (特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。) が 100 億円以上である者

イ 次のいずれかの店舗を有する者

- ・ 東京都特別区及び政令指定都市の区域内にあつては、店舗面積が 3000 平方メートル以上の店舗
- ・ それ以外の市町村の区域内にあつては、店舗面積が 1500 平方メートル以上の店舗

2. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は以下に掲げる行為を行ってはけません。

(1) 減額

商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと

<問題となる事例>

- ア 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- イ 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合
- ウ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- エ リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- オ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

(2) 買ったとき

商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること

<問題となる事例>

- ア 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- イ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ウ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- エ 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合（注）
- オ 消費税率が2段階で引き上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時には、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- カ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映

した額よりも低い場合

(注) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

商品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者の商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させること（ただし、取引上合理的必要性があり、特定供給事業者に不当に不利益を与えない場合は該当しない。）

<問題となる事例>

【商品購入、役務利用の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ウ 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ウ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- オ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

(4) 本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと（注）

（注）申出を拒むとは、特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。

ア 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合

イ 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

(5) 報復行為

上記（1）から（4）に掲げる行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること